

1 議 案 名

徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則について

2 提 案 理 由

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則について

福利厚生課

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）により、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

学校医等について公務により生じたと認められる災害が発生した場合の補償を受けるべき者に対する公務災害補償通知書の様式を改めることとした。

3 施行期日

令和2年4月1日（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正の施行の日）

条 例 等 立 案 表

題名 徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	課(室)名 福利厚生課
	担当者名 藤井八重子
	電話番号 三一七七
提案理由 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。	
あらまし 一 学校医等について公務により生じたと認められる災害が発生した場合の補償を受けるべき者に対する公務災害補償通知書の様式を改めることとした。 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。	
予算上の措置	
関係法令等 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律 徳島県学校医等公務災害補償条例	考
法令審査会 要否	備

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 美馬 持仁

徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則(昭和三十五年徳島県教育委員会規則第一号)
の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の裏面の補償の内容の3中「審査は、」の次に「これを行使することができる
旨を記す」を加え、「立候しない」を「立候しない」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

(新)

(II)

別記第1号様式(第3条関係)

(表面)

公務災害補償通知書

年月日

徳島県教育委員会教長印

あなたは、徳島県学校医等公務災害補償条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1. 被災者の氏名

2. 傷病名

3. 災害発生年月日

別記第1号様式(第3条関係)

(裏面)

公務災害補償通知書

年月日

徳島県教育委員会教長印

あなたは、徳島県学校医等公務災害補償条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1. 被災者の氏名

2. 傷病名

3. 災害発生年月日

年月日	年月日
記	記
1. 被災者の氏名	1. 被災者の氏名
2. 傷病名	2. 傷病名
3. 災害発生年月日	3. 災害発生年月日

補償の内容

1 あなたが被災者である場合
 (1) 療養補償
 公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

医療行為

薬剤又は治療材料の支給
 ハ 処置、手術その他の治療
 ニ 病院又は診療所への収容

ホ 看護

ヘ 移送

(2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の休業のため診療等の業務に従事することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基準額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病による休業の状態が継続しているときは、その期間、政令に定められている程度の障害年金を受けることができます。
 その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

(4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治つたとき、政令に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 連続補償

あなたが公務上死亡した学校医等の連族は一時金の連族補償を受けることができます。

(2) 連族補償年金前払一時金

あなたの年金の連族補償を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した連族補償年金前払一時金を受けることができます。
 なお、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行った者は、葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の連族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償及び障害補償年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

補償の内容

1 あなたが被災者である場合
 (1) 療養補償
 公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

医療行為

薬剤又は治療材料の支給
 ハ 処置、手術その他の治療
 ニ 病院又は診療所への収容

ホ 看護

ヘ 移送

(2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の休業のため診療等の業務に従事することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基準額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る休業の状態が継続しているときは、その期間、政令に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。
 なお、傷病補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。

(4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治つたとき、政令に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 連族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の連族は一時金の連族補償を受けることができます。

(2) 連族補償年金前払一時金

あなたの年金の連族補償を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した連族補償年金前払一時金を受けることができます。
 なお、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行った者は、葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の連族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償及び障害補償年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

5

- (5) 未支給の補償
あなたが補償の受給権者である場合、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。
- 3 補償を受ける権利は、5年間によって^{2年間}消滅します。
3 補償を受ける権利は、5年間行ない、ときは時効によつて消滅します。
- 4 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、人事委員会規則9—4
(学校医等の公務災害補償の審査請求)に定める手続に従つて、人事委員会に対して
審査を申し立てることができます。
- 5 その他詳細については、実施機関に問い合わせてください。

- (5) 未支給の補償
あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。
- 3 補償を受ける権利は、5年間行ない、ときは時効によつて消滅します。
3 補償を受ける権利は、5年間によって^{2年間}消滅します。
- 4 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、人事委員会規則9—4
(学校医等の公務災害補償の審査請求)に定める手続に従つて、人事委員会に対して
審査を申し立てることができます。
- 5 その他詳細については、実施機関に問い合わせてください。

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）

改正案	現行
(審査) 第五条 (略)	(審査) 第五条 (同上) 2 (略)
3 第一項の規定による審査の請求は、時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求とみなす。	3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。 2 (同上)

(時効)
第九条 この法律による補償を受ける権利は、これを行ふことができる時から二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効により消滅する。

(時効)
第九条 この法律による補償を受ける権利は、二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行わないときは、時効により消滅する。

